# 下水管きょ工事談合における訴訟上の和解について

### 1 経緯について

- ・平成22年4月9日、公正取引委員会は、本市が一般競争入札の方法により発注する 下水管きょ工事の入札参加者に対し、不当な取引制限を行っていたとして、排除措置 命令(23社)及び課徴金納付命令(20社)を行った。
- ・平成22年9月1日、これらの命令が確定したことを受け、本市は、工事請負契約に基づき、工事を受注した21社に対し、不正行為に対する賠償金を支払うよう請求を行った。
- ・本市の請求に対し、1社からは全額が納付されたが、20社については賠償金が完納 されなかった。

#### 2 訴訟について

#### (1) 反訴の提起

- ・平成22年11月16日から平成23年3月9日の間に、14社から本市に対し賠償 金の債務不存在確認の訴えが提起された。
- ・平成23年7月1日、本市は、債務不存在確認請求に対する反訴を提起した。(事件番号第700号、第699号及び第701号)

#### (2) 訴えの提起

・平成23年7月1日、本市に対し、訴えを提起していない6社に対し、本市は、不正 行為に対する賠償金支払請求の訴えを提起した。(事件番号第697号、第695号、 第698号及び第696号)

# 3 訴訟の経過一覧表

事件 番号	***************************************	幸 久 入 列 . 友	訴訟の経過		訴訟上の請求額	/++: + <del>/</del> /.
注1	議案番号	請負会社名			<b>注2</b> (単位 円)	備考
697	第242号	****			59,243,100	
			平成23年7月1日 本 <b>平成24年9月24日 裁</b>	ボ市が訴えを提起 判所からの和解勧告	74,714,850	JV ** • ** 60 : 40
		****			(74,714,850)	JV ** * * * * 60 : 40
	第243号	****			21,073,500	
	第244号	****	_		54,249,300	
	第245号	****	平成23年1月28日 本	で市に対し訴えを提起	47,991,300	
	第246号	****	平成23年7月1日 本	に市が12社に対し反訴	12,110,175	
	第247号	****	平成24年4月26日 勝	<b>养訴判決</b>	45,577,350	
	第248号	****	平成24年5月15日 *	:****を除く11社が控訴	12,270,667	【まちづくり局発注】
700		****	平成24年9月3日 控	空訴審第1回口頭弁論	12,188,925	
	第249号	****	平成24年9月4日 裁	判所からの和解勧告	10,947,825	
	第250号	****			34,614,300	
	from a	****			28,504,350	
	第251号	****			52,288,005	JV ** * * * * 60 : 40
	第252号	****			12,061,350	
	第253号	****			12,570,075	
699	_	****	平成24年7月24日 勝 平成24年8月7日 *	<ul><li>市が反訴を提起</li><li>詩訴判決</li><li>****が控訴</li><li>些訴審第1回口頭弁論</li></ul>	(**,***,***)	JV ** * * * 50 : 50
695	_	****	平成23年7月1日 本 平成24年7月24日 勝 平成24年8月7日 * 平成24年11月5日 控	で市が訴えを提起 診訴判決 ・***が控訴 些訴審第1回口頭弁論 対判所からの和解勧告	**,***,***	JV ** * * * 50 : 50
698	_	****	平成24年7月4日 勝平成24年7月20日 * 平成24年10月9日 控	京市が訴えを提起 持訴判決 ・***が控訴 些訴審第1回口頭弁論 些訴審判決言渡期日(予定)	(***,***,***)	JV <b>**・**</b> 70:30 公正取引委員会 において審判中
696	_	****	平成24年8月27日 勝 平成24年9月11日 *	下市が訴えを提起 持訴判決 ****が控訴 許審第1回口頭弁論(予定)	(**,***,***)	JV **・** 60:40 公正取引委員会 において審判中
700	_	**** (判決確定済)		決確定  本支払済み	**,***,***	
701	_	**** (和解成立)	平成23年7月1日 本 平成24年4月18日 裁 平成24年6月28日 和	下市に対し訴えを提起 下市が反訴を提起 対判所からの和解勧告 1解成立	**,***,***	
698	_	**** (判決確定済)	平成23年9月14日 勝	下市が訴えを提起 持訴判決  決確定	***,***,***	JV ** • ** 70:30
		合 計			721,638,749	

注1:事件番号は横浜地方裁判所川崎支部(第1審)における番号を標記している。

共同企業体については、連帯債務として、JVの構成員に全額の請求をしており、共同企業体の代表者以外の構成員の分は、( )で表示の上、合計金額の算定に当たっては、控除している。

注2:提訴にあたっては、契約に定める遅延利息(年8.25パーセント)を併せて請求している。

## 4 議案第242号

# 第1審(横浜地方裁判所川崎支部)における訴訟上の和解について

#### (1) 当事者

原告:川崎市

被告:\*\*\*\*\*\*\*及び\*\*\*\*\*\*(以下「被告ら」という。)

## (2)訴訟経過

- ・平成23年7月1日、本市は、不正行為に対する賠償金支払請求の訴えを横浜地方 裁判所川崎支部に提起した。
- ・数回の口頭弁論等を経て、平成24年9月24日、裁判所から職権による強い和解 勧告がなされた。

## (3) 主な和解内容

- ・被告らは、連帯して、訴訟上の請求額及び平成22年12月1日から支払済日まで年8.25パーセントの遅延利息の支払義務があることを認める。
- ・\*\*\*\*\*\*は、訴訟上の請求額及び平成22年12月1日から支払済日まで年8.25パーセントの遅延利息の支払義務があることを認める。
- ・被告らは、連帯して、和解における支払金額を10年間で分割して支払う。
- \*\*\*\*\*\*\*\*は、和解における支払金額を10年間で分割して支払う。
- ・被告ら及び\*\*\*\*\*\*\*が和解における支払金額を遅滞なく支払ったときは、本市は、遅延利息を免除する。

#### (4)和解における支払金額及び分割方法等

(単位:円)

	被告	訴訟上の請求額	遅延利息	和解における 支払金額	分割方法(毎月末日限り)	
議案番号					平成 25 年 1 月から 平成 34 年 11 月まで	平成 34 年 12 月
第242号	*******及び *******	74, 714, 850	0	74, 714, 850	620, 000	934, 850
J.W = V	*****	59, 243, 100	0	59, 243, 100	490, 000	933, 100
合 計 額		133, 957, 950	0	133, 957, 950	1, 110, 000	1, 867, 950

## 5 議案第243号から議案第253号

## 控訴審(東京高等裁判所)における訴訟上の和解について

#### (1) 当事者

控 訴 人:\*\*\*\*\*\*\*ほか10社(以下「控訴人ら」という。)

被控訴人:川崎市

#### (2)訴訟経過

- ・平成24年5月15日、控訴人らは、東京高等裁判所に控訴を提起した(\*\*\*\*\*\*\*を除く。)。
- ・平成24年5月16日、\*\*\*\*\*\*\*に対する判決は、確定した。
- ・数回の口頭弁論等を経て、平成24年9月4日、裁判所から職権による強い和解勧 告がなされた。

# (3) 主な和解内容

- ・控訴人らは、訴訟上の請求額及び平成22年12月1日又は平成23年1月20日 から支払済日まで年8.25パーセントの遅延利息の支払義務があることを認める。
- ・控訴人らは、訴訟上の請求額及び平成22年12月1日又は平成23年1月20日から平成24年4月26日(第1審判決日)まで年3.1パーセントの遅延利息を合計した金額を10年間で分割して支払う。
- ※ 遅延利息は、現在の川崎市工事請負契約約款第54条第1項に基づく利率である。
- ・控訴人らが和解における支払金額を遅滞なく支払ったときは、本市は、その他の遅 延利息の支払義務を免除する。

# (4) 和解における支払金額及び分割方法等

(単位:円)

* # # #	控 訴 人	訴訟上の請求額	遅延利息	和解における 支払金額	分割方法(毎月末日限り)	
議案番号					平成 25 年 1 月から 平成 34 年 11 月まで	平成 34 年 12 月
第243号	****	21, 073, 500	917, 597	21, 991, 097	183, 000	214, 097
第244号	****	54, 249, 300	2, 362, 160	56, 611, 460	471,000	562, 460
第245号	****	47, 991, 300	2, 089, 670	50, 080, 970	417, 000	457, 970
第246号	****	12, 110, 175	527, 309	12, 637, 484	105, 000	142, 484
第247号	****	45, 577, 350	1, 875, 486	47, 452, 836	395, 000	447, 836
第248号	****	24, 459, 592	1, 065, 036	25, 524, 628	212,000	296, 628
第249号	****	10, 947, 825	476, 697	11, 424, 522	95, 000	119, 522
第250号	****	34, 614, 300	1, 507, 199	36, 121, 499	301,000	302, 499
第251号	****	80, 792, 355	3, 517, 915	84, 310, 272	702, 000	772, 272
第252号	****	12, 061, 350	525, 183	12, 586, 533	104, 000	210, 533
第253号	****	12, 570, 075	547, 335	13, 117, 410	109, 000	146, 410
合	計額	356, 447, 122	15, 411, 589	371, 858, 711	3, 094, 000	3, 672, 711

# 1 契約締結当時の川崎市工事請負契約約款の抜粋

(総則)

第1条 甲及び乙は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、 仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法 令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同 じ。)を履行しなければならない。

2から11 略

- 12 乙が共同企業体である場合は、その構成員は、別添の共同企業体協定書に従い共同連帯してこの契約を履行しなければならない。
- 13 乙が共同企業体である場合は、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 第48条 乙が、契約の当事者となる目的でなした行為に関して、次の各号のいずれかに該当する ときは、甲は契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22 年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令(以下「原処分」という。)又は独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決(原処分の全部を取り消す審決を除く。以下「審決」という。)を行い、原処分又は審決が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は乙がその訴えを取り下げたとき。
- 2 略

# (不正行為に対する賠償金)

- 第53条 乙は、第48条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲の解除権の行使の有無にかかわらず、不正行為に対する賠償金として、請負金額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 第48条第1項第1号に規定する排除措置命令又は当該排除措置命令に係る審決のうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。

- (2) 前号に規定するもののほか、原処分又は審決のうち、その対象となる行為が、甲に金銭的な 損害を与えないものであることを乙が証明し、その証明を甲が認めるとき。
- (3) 乙について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。ただし、乙について同法第96条の3の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。
- 2 前項の規定は、この契約による工事が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が請負金額の10分の2に相当する額を超えると甲が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。
- 4 第1項及び前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、その代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して不正行為に対する賠償金を甲に支払わなければならない。
- 5 甲は、第3項の規定により超過額を認定する場合は、期間を定めて乙(乙が共同企業体であり、既に解散している場合は、その代表者であった者及び構成員であった者)の意見を聴いて定めるものとする。
  - (注) 発注者が特に必要と認める契約の場合は、第1項の不正行為に対する賠償金の額は、請 負金額の10分の2を超え10分の3を超えない範囲で定めることができる。この場合におい て、第3項中「10分の2」とある部分は、当該定めた割合を記載するものとする

#### (損害金等の遅延利息)

第54条 乙は、第45条第1項の規定による損害金、第47条第2項(第48条第2項において 準用する場合を含む。)の規定による違約金、第51条第3項の規定による返還金、同条第4項 及び第5項の規定による賠償金又は前条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金 を甲の指定する期間内に支払わないとき又は第51条第8項の規定により甲が定める期限内に乙 が採るべき措置を講じないときは、遅延日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した遅延利 息を甲に支払わなければならない。

2 略

.....

# 2 現行の川崎市工事請負契約約款第54条抜粋(平成22年4月1日改正) (損害金等の遅延利息)

- 第54条 受注者は、第45条第1項の規定による損害金、第47条第2項(第48条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違約金、第51条第3項の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は前条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないとき又は第51条第8項の規定により発注者が定める期限内に受注者が採るべき措置を講じないときは、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 2 略